

第4区	熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館多目的AV会議室	平成15年11月12日 午前10時30分
第5区	熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館多目的AV会議室	平成15年11月12日 午前10時50分

熊本県選挙管理委員会告示第64号

平成15年11月9日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成15年10月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

場 所	日 時
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館多目的AV会議室	平成15年11月12日 午前9時15分

熊本県選挙管理委員会告示第65号

平成15年11月9日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成15年10月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

場 所	日 時
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館多目的AV会議室	平成15年11月12日 午前9時

熊本県選挙管理委員会告示第66号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。

平成15年10月28日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本卓治

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料 （食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円
 - ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000円以内
 - ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円以内
 - ロ 専ら同法141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円以内
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円以内

熊本県選挙管理委員会告示第67号

平成15年11月9日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。